

2月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和4年2月24日（木）午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所 まちづくり交流センター3階多目的ルーム

3、出席委員の氏名

教 育 長 上野 清

委 員 小俣 洋、三枝 泰子、小俣 和英

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小俣 洋委員、小俣 和英委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が1月定例会会議録を朗読し承認される。

8、教育長報告

令和4年1月28日から令和4年2月22日までの教育長活動が報告された。

9、指定校変更及び区域外就学

学校教育課長補佐より、指定校変更2件、区域外就学1件、について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから、承認、承諾を行うとともに、他市教育委員会との協議を行った事務処理について報告がなされた。

10、議事

議第19号 令和4年度 都留市学校教育の指針（案）について

[説明]教育長

令和4年度の学校教育の指針になります。この指針は、来年度の学校教育の活動を行うにあたっての基本となるものです。2月10日に開催された、山梨県学校教育指導重点説明会において、山梨県学校教育の指針が示され、これを基に「令和4年度都留市学校教育の指針（案）」を作成しております。

令和3年度は中学校の学習指導要領が改訂されたこともあり大きく見直したが、今年度は追加部分のみ説明させていただきます。

「1 確かな学力と自立する力の育成」ですが、令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果について、学力定着・向上検討委員会でまとめたものでも、本市の児童生徒に「書くこと」「読むこと」における「思考・判断・表現」に課題があるとの結果であったこと、令和4年度の県の指導重点でも、「児童生徒の読解力・記述力を高める。」ことが指導重点とされていることから、追加いたしました。

次に、「2 豊かな心と自己実現を図る力の育成」については、本市でも不登校児童生徒が増加しており、その受け皿として適応指導教室（スマイル教室）を設置していますが、不登校が長期間とならないよう早い段階で対応を行う必要があることから、不登校への対応を追加しました。

また、「3 健やかな体の育成」には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症に対し適切な対応ができるよう指導を行うことを追加しております。

次に「4 グローバルな社会を生き抜く力の育成」では、これまで「5 領域の授業」としていたものを、小学校においては外国語活動としていることから、「5 領域の活動」に表現等を訂正しております。

なお、本案について、承認いただいた後には、各小中学校に周知するとともに市ホームページに掲載したいと考えているのでご承知おきください。

以上の発言あり。

上野教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第20号 都留市立小中学校共同学校事務室設置について

【説明】 学校教育課長補佐

現在、市内小中学校11校には、旭小学校を除く各校に県より事務職員が10名配置されております。学校事務職員は、これまでも、共同実施担当者会や共同実施推進協議会を設置し、学校事務を統一的に行えるよう共同して事務にあたっていました。今回、県より、公立小・中学校に勤務する事務職員が連携し、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の一部を処理する学校事務の共同実施の取り組みを行うことにより、より効果的な事務処理体制の確立と事務職員の資質向上を目指し、事務職員の校務運営及び教育活動への参画を推進するため、小中学校共同学校事務室を置くことが推進され、本市においても市全体で1つの共同事務室を設置することとしました。そのため、設置に必要となる、「都留市立小中学校共同学校事務室組織運営規程」及び、共同学校事務室の運営について協議する、「都留市立小中学校共同学校事務室協議会」を設置するための設置要綱を新たに制定し、不要となった「都留市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱」及び「都留市立小中学校事務共同実施担当者会設置要綱」を廃止するものです。なお、共同事務室の設置に係る要綱については、県より示されたものを参考に学校事務職員と協議し作成しております。

また、共同学校事務室の設置により、都留市小中学校管理規則中の、「共同実施組織を置く。」とされていたものを「都留市小中学校共同学校事務室を置くことができる。」と改正するものです。なお、共同学校事務室の設置については、必ず置く必要があるものではないことから、「置くことができる。」との言い回しをしております。

この共同学校事務室の設置により、これまでそれぞれの学校で業務を行っていた事務職員が、室長をトップとした一つの組織として業務を行うこととなります。

以上について、ご協議をお願いいたします。

小俣洋委員

共同学校事務室を設置すると、学校に事務職員が居なくなることになるのですか。

学校教育課長補佐

共同学校事務室を設置した場合も、学校事務職員は通常は各々の所属する学校で事務にあたり、必要に応じて室長から招集を受け、共同して事務をあたることとなります。

上野教育長

学校事務職員については、以前は「学校事務に従事する。」とされていましたが、学校教育法の改正により、「事務をつかさどる」と職務が改められました。これにより、学校事務職員は、学校の事務部門の責任者として校長と同等の責任を負うこととなりました。しかしながら、学校事務職員は小中学校では、各校に1名のみの配置で、若手の育成・指導が課題となっております。そのため、事務室を設置することにより拠点校に配置される事務幹が室長として、若手を育成・指導を行うことが可能となります。

小俣和英委員

共同学校事務室の設置の目的に、「より効果的な事務処理体制の確立」とあるが、これは「効率的」となるのではないですか。

上野教育長

共同学校事務室の設置については、共同学校事務室として事務職員を一箇所にまとめることで、人数を減らす合理化が行われることが懸念されておりましたが、基本的に1校1名の事務職員の配置が継続され、必要に応じて共同で事務を行うことにより、事務職員の育成を行いつつ効果的な事務処理を行うことが目的となっております。

小俣和英委員

そういうことであれば、「効果的」という言い回しであることで承知しました。

以上の発言あり。

上野教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

11、その他

【説明】 学校教育課長補佐

(1) 令和3年度小中学校卒業式出席委員について

(2) 都留市総合教育会議の日程について

【説明】生涯学習課長補佐

(1) ミュージアム都留春季企画展（収蔵品展）について

【了知】

12、教育長閉会宣言